

3階建以上の共同住宅の 新築や中古物件購入の予定がある場合の手続きについて

通常、水道料金・下水道使用料は、公設メーターで全世帯分の使用水量を検針し、設置者様に一括で請求されます。

しかし、設置者様が上下水道局と「中高層共同住宅水道特別取扱契約」を締結することで、各戸検針・各戸徴収にすることができます。(契約条件あり)

契約をご検討される場合は、お早めにお客さま料金センターまでご相談ください。

《中高層共同住宅水道特別取扱契約の締結、各戸検針までの流れ》



【注意点】

- ・必ず工事施工前にお客さま料金センターにご相談ください。
- ・契約締結までにお時間がかかる場合がありますので、余裕を持ったスケジュールで進めてください。
- ・実地検査はお客さま料金センターの業務時間内（平日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分まで）に行います。
- ・実地検査は各戸の通水確認などを行います。作業のために入室することがあります。
- ・実地検査が入居後になると、検査当日に居住者様全員に立ち会っていただく必要があります。その場合、居住者様との日程調整は設置者様側で行っていただきます。
- ・セキュリティシステム対応の共同住宅の場合、オートロック装置等の開錠方法（暗証番号）の通知又は鍵の貸与をしていただきます。

契約条件につきましては、「中高層共同住宅特別取扱に関する要綱」でご確認ください。

【お問合せ先】

豊橋市上下水道局 お客さま料金センター

電話:0532-51-2712

FAX:0532-51-2717

業務時間:平日 午前 8 時 30 分～午後5時 15 分